

貸借対照表

貸借対照表

科 目	当 期	前期(ご参考)
	平成15年3月31日現在	平成14年3月31日現在
資産の部		
流動資産	9,514	9,158
現金及び預金	1,972	1,531
受取手形	2,405	2,399
売掛金	2,872	2,825
商品	2,049	2,113
前渡金	8	22
繰延税金資産	106	141
未収入金	54	82
未収消費税等	55	64
その他	6	1
貸倒引当金	△ 17	△ 24
固定資産	1,441	1,427
有形固定資産	753	762
建物	109	110
土地	619	619
その他	25	32
無形固定資産	12	12
電話加入権	12	12
投資等	675	652
投資有価証券	207	192
子会社株式	7	6
出資金	13	13
長期貸付金	2	4
長期前払費用	1	2
繰延税金資産	254	237
差入保証金	171	171
その他	110	103
貸倒引当金	△ 93	△ 80
資産合計	10,955	10,585

(単位：百万円)

科 目	当 期	前期(ご参考)
	平成15年3月31日現在	平成14年3月31日現在
負債の部		
流動負債	3,526	3,631
支払手形	713	708
買掛金	2,111	2,142
未払金	215	277
未払費用	136	146
未払法人税等	242	224
前受金	70	100
預り金	28	23
その他	8	8
固定負債	695	692
退職給付引当金	564	551
役員退職慰労引当金	104	115
預り保証金	26	25
負債合計	4,221	4,323
資本の部		
資本金	806	806
資本剰余金	868	868
資本準備金	868	868
利益剰余金	5,029	4,567
利益準備金	136	136
任意積立金	4,180	3,734
輸入製品国内市場 開拓準備金	—	4
別途積立金	4,180	3,730
当期未処分利益	712	696
(うち当期利益)	(638)	(626)
株式等評価差額金	29	19
自己株式	△ 0	△ 0
資本合計	6,733	6,261
負債及び資本合計	10,955	10,585

貸借対照表

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期 (ご参考)
	平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで	平成13年4月1日から 平成14年3月31日まで
経常損益の部		
(営業損益の部)		
売上高	28,414	28,121
売上原価	24,672	24,383
販売費及び一般管理費	2,693	2,705
営業利益	1,048	1,032
(営業外損益の部)		
営業外収益	151	173
受取利息及び配当金	5	5
仕入割引	119	133
その他の営業外収益	26	34
営業外費用	58	66
支払利息	1	3
売上割引	51	54
その他の営業外費用	5	7
経常利益	1,141	1,140
特別損益の部		
特別利益	—	26
貸倒引当金戻入額	—	26
特別損失	2	38
投資有価証券売却損	—	38
投資有価証券評価損	1	—
固定資産売却損	0	—
固定資産除却損	0	—
税引前当期利益	1,138	1,128
法人税、住民税及び事業税	488	490
法人税等調整額	11	12
当期利益	638	626
前期繰越利益	156	146
中間配当額	82	76
当期末処分利益	712	696

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式……………移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部資本直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価のないもの……………移動平均法による原価法
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 国内向商品……………総平均法による原価法
 - 海外向商品……………個別法による原価法
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産……………定率法によっております。
- (4) 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当営業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。
なお、退職給付債務は簡便法に基づき計算しております。
 - 役員退職慰労引当金……………役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額的全額を計上しております。なお、当該引当金は商法第287条ノ2の引当金であります。
- (5) リース取引の処理方法
 - リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (6) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
- (7) 輸出に関する運賃諸掛、手数料等の販売諸掛及び輸出手形の金利は、売上原価に含めて処理しております。

(8) 商法施行規則（平成14年法務省令第22号）の施行により、当期から資本の部の表示方法を変更しております。

(9) 当期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。

2. 貸借対照表注記

- (1) 子会社に対する短期金銭債務 12百万円
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 752百万円
- (3) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として、電子計算機及びその周辺機器並びに自動車等があります。
- (4) 担保に供している資産
投資有価証券 23百万円
- (5) 偶発債務
受取手形割引高 599百万円
輸出手形割引高 220百万円
受取手形裏書譲渡高 1,012百万円
- (6) 旧商法第280条ノ19に基づく新株発行予定残数、発行価格、資本組入額及び発行予定期間は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日	新株発行予定残数	発行価格	資本組入額	発行予定期間
平成12年6月29日	171,600株	1,179円	590円	自平成14年9月29日 至平成17年9月28日

(注) 新株発行予定残数とは、特別決議に基づき付与された新株引受権から被付与者が喪失した権利を除く新株発行予定数であります。

- (7) 1株当たり当期利益 113円06銭
- (8) 商法第290条第1項第6号に規定する純資産額は29百万円であります。

3. 損益計算書注記

- (1) 子会社との取引高
売上高 17百万円
仕入高 114百万円

利益処分

科目	当期	前期(ご参考)
当期末処分利益	712,727,249円	696百万円
輸入製品国内市場 開拓準備金取崩額	—	4
合計	712,727,249	700
これを次のとおり処分いたします。		
利益配当金	82,497,255 (1株につき15円)	76 (1株につき14円)
取締役賞与金	17,000,000	17
別途積立金	450,000,000	450
次期繰越利益	163,229,994	156

(注) 1. 平成14年12月9日に82,498,920円（1株につき15円）の中間配当を実施いたしました。

2. 利益配当金は、自己株式183株を除いて算出しております。

独立監査人の監査報告書

平成15年5月13日

SPK株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 松田紘典 ㊞
関与社員
代表社員 公認会計士 中川一之 ㊞
関与社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条の規定に基づき、SPK株式会社の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第132期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

また、株式取得による会社の買収に関する後発事象が営業報告書に記載されている。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

平成15年5月16日

SPK株式会社
取締役社長 中嶋 功 殿

SPK株式会社 監査役会

常勤監査役 遠藤 肇 ㊞
監査役 榎 卓生 ㊞
監査役 中務 尚子 ㊞

当監査役会は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第132期営業年度取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 子会社調査の結果、取締役の職務遂行に関し指摘すべき事項は認められません。
- (6) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

以上

(注) 監査役榎 卓生及び中務尚子は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。